

## 申告相談日程表

会場：研修センター2階（市役所西側）

時間：8時30分～15時（11時30分～13時は受け付けません）

対象地区	相談日	対象地区
朝比奈地区	2月18日(月)	大山区
	19日(火)	
新野地区	20日(水)	西側区
	21日(木)	女岩区
東町	22日(金)	広沢区
	25日(月)	
本町	26日(火)	新谷区
	27日(水)	
早苗町	28日(木)	薄原区
	3月1日(金)	
中町	4日(月)	中原区
	5日(火)	
大山区	6日(水)	白羽区
	7日(木)	
高松地区	8日(金)	白浜区
	11日(月)	
佐倉一区	12日(火)	新神子区
	13日(水)	
佐倉三区	14日(木)	上岬区
	15日(金)	
佐倉二区	16日(土)	下岬区
	17日(日)	
桜ヶ池	18日(月)	全地区
	19日(火)	
比木地区	20日(水)	全地区
	21日(木)	
全地区	22日(金)	全地区
	23日(土)	

## 所得税の確定申告書は

国税庁ホームページで作成できます！

国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば・・・

1. 税務署に出向く必要なし！（作成した申告書などは、自宅のパソコンからe-Taxで送信することができます。また、印刷して郵送などにより税務署に提出することもできます。申告期間中は、休日も含め24時間いつでも利用できます。）

2. 正確な申告書が作成できる！（画面の案内に従って金額などを入力するだけで、自動計算されます）  
※市の申告会場でも、e-Taxによる電子申告を実施しますのでご利用ください。

◎作成した申告書の郵送先

〒436-8652 掛川税務署あて（所在地記載不要）

## 医療費控除は領収書が提出不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存してください。

※健康保険組合などが発行する医療費通知（医療費のお知らせ）を添付すると、明細の記入を省略できます。

## セルフメディケーション税制が創設されました

医療費控除の特例に関する制度です。詳細は掛川税務署へお問い合わせください。

## 掛川税務署からのお知らせ

照会 掛川税務署 ☎0537-225141

※自動音声に従ってください。

〈開催場所位置図〉



申告相談はできませんのでご了承ください。

なお、期間中、掛川税務署では、申告相談はできませんのでご了承ください。

◎時間 9時～17時(受付16時まで) 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◎期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土、日は除きます。また、2月12日(火)～2月15日(金)の期間に事前説明会を開催します。

◎場所 JA掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609の1)

◎期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土、日は除きます。また、2月12日(火)～2月15日(金)の期間に事前説明会を開催します。

◎場所 JA掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609の1)

◎期間 2月18日(月)～3月15日(金)

※土、日は除きます。また、2月12日(火)～2月15日(金)の期間に事前説明会を開催します。

◎場所 JA掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609の1)

掛川税務署  
確定申告会場のご案内

掛川税務署



平成31年1月からスマートフォンでも確定申告ができるようになりました。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信することができます。すでにID・パスワード方式の届出完了通知が発行されている人は、新たに取得する必要はありません。詳細は照会先へお問い合わせください。下記QRコードを読み込んで、国税庁ホームページへアクセスできます。



スマートフォンでも  
所得税の確定申告ができます

## 申告、納税期限

▼所得税、贈与税  
平成31年  
3月15日(金)まで

▼消費税、地方消費税  
平成31年  
4月1日(月)まで